

平成二十八年三月三十日提出
質問 第二二二五号

著作権法改正案に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

著作権法改正案に関する質問主意書

一 著作権の保護期間を、死後五十年から七十年に延長する事の意義は何か。

二 今回の損害賠償に関する規定の見直しは、TPP協定が求める pre-established な要素が何処に含まれているのか。

三 漫画等の同人誌をコミケで販売する行為、漫画のパロディをブログに投稿する行為がTPP協定との関係で親告罪のまま差支えない根拠は何か。著作権法改正案との関係ではなく、TPP協定との関係で述べられたい。

右質問する。